

町會所に積置き、架替への都度其の銀子を以て造替へする格なりけり。これ彼の文祿三年利家卿の印書に、尾山町中より手傳云々と載せ給へる文言に據れば、國初以來の流例なるべし。又此の橋梁の間敷往昔は甚だ長かりしも、追々川幅を狭め町地を廣げられしゆゑ減じたりといへり。近代にては其の間敷、延寶の金澤圖に、犀川橋長四十間幅三間とあり。又十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割付にも、四十間犀川橋と見え、土屋義休の大落水經にも、橋長四十間とあり。又金城深秘錄に、寶永の頃より減じて、長さ四十間幅三間となりたるが如く記するは誤聞なるべし。又文化四年犀川大橋架直しの時、橋の長さすべられ候様取沙汰有之といへども、其の沙汰相止むとあり。但し従前は片町の方に川除橋臺を數間架出し、町地を廣げられしかど、橋の間敷はそのまゝにて、四十間に幅三間を定とせり。或は曰く、犀川橋臺を築出し、町地を廣げたるは、舊藩六世護國公の時にて、大槻内藏允が勢權を振ひたる頃なりしかど、橋梁の間敷は幕府へ書出しありし故に、橋梁は後にまで其の儘なりしといへり。按するに、金城深秘錄に、寛保

二年に淺野川橋、大槻内藏允了簡を以て間敷を減じたるよし記載す。然れば犀川橋臺を築出したるも同時ならんか。さて明治八年架直しの時、橋臺に應じ橋の間敷を減じ、橋梁の長さ三十四間三尺となし、橋幅は五尺廣くなし、三間五尺となしたり。又橋の恰好従前はそり高く、橋柱甚だ繁く、その恰好宜しかりしといへども、荒川なりし故に常に水損甚だし。故に明治八年の架替への時、土木課の詮議にて橋柱を減少し、水害を省き永續を専らとなし、且即今は従前と違ひ、人力・荷車の通路繁多なるにより、橋梁のそりを減じたり。故に橋の恰好従前とは一變して、今日の如く成りたるなり。俳諧續二百韻に犀川橋上の吟。

あかくと日はつれなくも秋の風 芭蕉翁

按するに、右芭蕉の句は、元祿二年に金澤へ來寓の時、橋上にての即吟なりといへり。

○犀川

元祿十二年室鳩巢の蒙齋記に云ふ。白山天下之名山也。去賀城百二十里。塞上游鎮。衆山巖然居州之東南。其西則山勢相因、爭馳來趨于府。皆當府之南。而犀川之水出於其間。

遙遙而流、循城而西百里。達于海云々。と記載し、また同十五年に、土屋義休が筆記せし金城隆盛私記に云ふ。金城東淺川温水。其流入湖水。汎々於大野港。西犀川之菊水。洑々宮腰大洋云々。とあり。その水源水脈の巨細は、土屋義休の山川記・大澤君山の重修大落水經・石黒信由の増補大落水經・富田景周の金城三河考に載せたり。平次按するに、犀川は上古は石川郡・加賀郡の郡界を流通す。故に此の河水を以て、兩郡の經界となしたるべし。其の由來はいまだ諸記録に所見なけれど、舊本和名抄に載せたる石川・加賀兩郡の郷名と三代實錄・延喜式神名帳にて著明なり。また石川の郡名も、此の河流の名を以て負はせたるならんか。日本紀に、仁徳天皇の御世引石川水而云々と見たり。石川と呼べる河水は、河内國石川郡有名石川者と、日本紀通證にいへり。されば加賀國石川郡も河内國石川郡と同じく、郡内に石川てふ川ありし故に、郡を建てられし時川名に據りて、石川郡とは號せしなるべし。犀川は急流にて殊に石多く、實に石川といふべき河水なり。故に上古は石川と呼びたりしこと知られけり。富田景周の金城三河考に、

犀川は、惣國加賀風土記に載せたる中村河にて、上古は中村河と呼びたるよし論註すれど、全く景周の誤説なり。中村河は、彼の風土記に中村郷の條下に記載し、中村郷は石川郡倉光の邊二十六村をば中村郷の屬村とす。然れば中村河は手取川の分水にて、今いふ中村用水なる事いぢるし。又犀川の名は、既に白山比咩神社に傳來せる三宮古記正和元年の次條に、近年水引神人沙汰進分事。山崎村・佐井川・粟多河と見わたる佐井河是なり。此の後の記録にも、織田軍記に、天正五年八月柴田勝家諸勢を隨へ、加賀國へ亂入し、さい川・手取川打越え、小松等を燒働すと見え、文祿三年九月利家卿印書に、西川・淺野川橋云々と載せられたり。然れば犀川の文字は文祿以後書初めたりしと聞ゆ。西川の名は、白山宮莊嚴講中記録に、延應元年八月十七日。白山宮神殿燒失。神主女房自西川岸令落。逝去畢。とある西川をば三河考に犀川の古名の如く載せたり。是も景周の誤也。白山禪定私記に、白山神靈、我が豐葦原國と成りし以來、此の舟岡に住みなれ、西河の深瀬に遊ぶ云々。ともありて、手取川をば西河とも呼べり。但し此はニシ河と稱した